

出席停止処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、岩沼市議会の議員であった被上告人（第1審原告）が、市議会から科された23日間の出席停止の懲罰が違憲、違法であるとして、上告人岩沼市（第1審被告）を相手に、その取消しを求めるとともに、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、議員報酬のうち上記懲罰による減額分の支払を求める事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、普通地方公共団体の議会の議員に対する地方自治法135条1項3号所定の出席停止の懲罰の適否は、議員報酬の減額を伴う場合には司法審査の対象となり、本件訴えは適法であるとした。

上告人は、原審の判断は、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰は一律に司法審査の対象とならないとした最高裁昭和34年（オ）第10号同35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁に反する旨主張する。

※ 上記最高裁大法廷判決は、「司法裁判権が、憲法又は他の法律によってその権限に属するものとされているものの外、一切の法律上の争訟に及ぶことは、裁判所法3条の明定するところであるが、ここに一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争という意味ではない。一口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがあるのである。けだし、自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としないものがあるからである。本件における出席停止の如き懲罰はまさにそれに該当するものと解するを相当とする。」と判示している。

◇ 最高裁における争点は、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否が司法審査の対象となるか否かである。